

# 衝突防止補助装置導入促進助成金交付要綱

平成30年 3月27日 制 定

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「本会」という。）が行う事故防止対策の一環として、警報により追突事故等を予防することができる衝突防止補助装置（以下「装置」という。）の導入を促進するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (助成対象)

第2条 助成の対象は、第3条に定める装置を新たに導入する会員事業者（以下「事業者」という。）とする。

## (助成対象装置)

第3条 助成の対象となる装置は、別表に定める以下の機能を有する装置とする。

- (1) 前方車両衝突警報（低速時含む）
- (2) 前方車間距離警報
- (3) 歩行者衝突警報
- (4) 車線逸脱警報

## (助成金の金額)

第4条 助成金額は、事業者が当該年度に新たに導入・装着し支払いが完了した装置1台あたり1/2上限30,000円とする。

## (助成申請及び助成金の請求)

第5条 助成を希望する事業者は、別紙様式による「衝突防止補助装置導入促進助成申請書兼交付請求書」（以下「助成申請書」という。）を本会に請求するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

## (助成申請書の提出期限)

第6条 前条の助成申請書の提出期限は、当該年度3月25日までとする。

2 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るもの

とする。

(助成金の交付)

第7条 本会は、第5条の助成申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは事業者に対し助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第8条 事業者は、助成金交付対象の装置導入の日から起算して1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、本会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、本会が別にこれを定める。

附 則

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。